

戦後50年と憲法教育・平和教育の課題

— 憲法第九条を中心に —

成 嶋 隆

はじめに——ある平和教育の実践から

『新潟日報』の九五年四月二十二日付朝刊に、次のような記事があった。新潟市立両川中学校で、同紙に掲載された戦争体験者の談話をもとにした歴史の授業を行い、それを受けた生徒たちがその「語り部」たちに手紙を書いたというのである。

「初年兵の度胸試しだ」と上官に命令され、中国女性を刺し殺した男性に対して、生徒たちは「勇気ある告白」「一生消えない傷を世界の平和のために話してくれる大切な人」と敬意を表しつつ、「どうして命令に従ったのか不思議」との疑問もぶつけている。患者

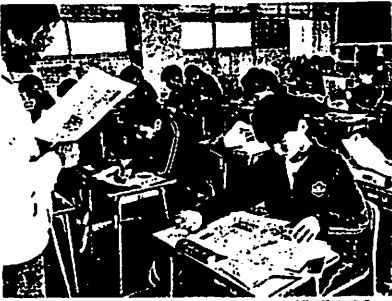
や同僚を薬殺したという経験をもつ元従軍看護婦には、「看護婦にとつてどれだけつらかったことでしょう」とその心情を思いやる手紙もあった。総じて、戦争の恐怖と悲惨さを正面から見ずえ、その戦争の実相を正しく伝えていない今の教育への批判を表明するものと記事は報じている。

この記事のなかに、日本の戦争責任にふれた女子生徒の言葉が紹介されていた。「私は政府や上の人が悪いという考えだったけど、みんなに責任があり、みんなが犠牲になっていると思います」筆者は、この発言に軽い驚きを覚えた。時あたかも、国会では終戦五十周年決議問題が焦点となりつつあり、日本の侵

戦後50年迎え憲法学習

新潟市両川中の3年生

教室レポート



歴史の事などを読み、憲法問題について考える3年生(新潟市両川中学校)

日本の現状を見直す 自衛隊めぐり論議白熱

【新潟市両川中学校 三年生】 五月十四日(木)の朝、三年生の自衛隊めぐり論議が白熱した。この日は、憲法第九条の学習が行われ、その中で「自衛隊は必要か」という問題が議論された。生徒たちは、自衛隊の役割や、国際情勢の変化などについて意見を述べた。特に、自衛隊の存在が憲法とどう関係しているか、という点について、多くの生徒が熱心に意見を述べた。先生も積極的に参加し、生徒の意見を聞きながら、憲法の精神や、日本の現状について説明した。

【新潟市両川中学校 三年生】 五月十四日(木)の朝、三年生の自衛隊めぐり論議が白熱した。この日は、憲法第九条の学習が行われ、その中で「自衛隊は必要か」という問題が議論された。生徒たちは、自衛隊の役割や、国際情勢の変化などについて意見を述べた。特に、自衛隊の存在が憲法とどう関係しているか、という点について、多くの生徒が熱心に意見を述べた。先生も積極的に参加し、生徒の意見を聞きながら、憲法の精神や、日本の現状について説明した。

略責任・戦後責任の問題が激しく論じられていた。侵略という過去の事実を隠蔽し、責任を相対化しようとする「大人たち」の議論が横行するなかで、戦争を知らない世代から発せられたこの言葉は、日本の戦争責任の重みを鋭く告発するものだといえる。

両川中学校の平和教育の実践には続報がある。六月十四日付朝刊には、三年生の「公民」の授業で、新聞記事や、文部省が一九四七年に発行した『新しい憲法のはなし』を素材として憲法学習を行い、とくに憲法第九条についての理解を深めたことが報じられている。

生徒たちは歴代政府の憲法第九条解釈の変遷や自衛隊発足の経緯などを学んだ後に、自衛隊は合憲か違憲かを論じ、また今日の改憲論・護憲論についても、資料をじっくり読んだ上で双方の主張の正当性について議論したという。

戦後五十年を迎えた今日、あの戦争とはいったい何であったのかを問い、戦後五十年の歴史を検証する作業が各方面で行われている。そのなかには平和教育や憲法教育のあり方をあらためて点検する課題も含まれているだろう。平和教育・憲法教育のあり方はもちろん多様でありうるが、右に紹介した両川中学校の教育実践は、ひとつの、きわめて優れた実践例だと思う。

つまり同校の場合、はじめに戦争の実相についての理解を深めた上で、憲法にアプローチするという方法がとられたのだが、これはいきなり規範解釈から入る憲法教育よりも方法的に優れていると思われるのである。そのように考える理由を、以下に述べてみたい。

憲法とはいかなる法か

近代的な憲法（以下、近代市民憲法と呼ぶ）が登場するのは、フランス革命に代表される近代市民革命の時期である。革命期の諸憲法は、封建制に代わる新しい政治体制の樹立を確認し、人間と市民に保障される

べき権利＝人権を宣言した。憲法が一般に、階級闘争（その典型は政治革命）の結果として成立するレジーム（体制）を政治的に総括する規範だといわれるのは、この事情をさしている。

憲法は国家の基本法であるから、その規範内容は他の法令にくらべて、より一般的・抽象的である。多様に展開する国政と国民生活のすべての部面について個別具体的な定めを行うことは、もとより憲法の本務ではない。いいかえれば、国民生活の具体的な営みは、ほとんど憲法の関知せざるところに展開されるということである。その意味では、人々の生の営みは憲法に先行しているといえる。その生の営みが憲法とかわかってくるのは、そこになんらかの矛盾ないし対立が生じ、当事者の利害を調整する必要が生じてくるときである。その調整の結果が、国家機構の編成のあり方や人権保障のルールとして憲法に定着するのである。たとえば明治期の人民の生活のなから民選議院設立の要求が提起され、これが帝国議会という憲法制度として定着したが、この議会は民選（不十分だが）の衆議院と官選の貴族院により構成された。権力・人民間の国政のあり方をめぐる対立が妥協的な議会の設置というかたちで調整されたわけである。人権についても事情は同じで、たとえば労働基本権は、それを要求する

労働者国民と権力（総資本）との間の抗争を経て、権力側の譲歩を含みながら憲法に規範化される。いづれにせよ、まず人々の生の営みとそこから生ずる基本的な生活要求があり、これを法的なレベルで調整し総括する規範として憲法がある、という関係をおさえておく必要がある。

近代市民憲法の本質は「権力拘束規範」という点にある。先に述べた近代市民憲法の登場のいきさつからしても、憲法はもともと、市民階級の側から為政者＝公権力担当者に対してつきつけられた人権保障の注文書という性格をもっていた。名宛人は権力者である。日本国憲法第九十九条が「憲法尊重擁護の義務」を天皇以下の公務員のみ課し、一般国民を名宛人としていないのはこのことを裏書きする。（その点で、一九四四年十一月に読売新聞社が発表した『憲法改正草案』において、「国民はこれ〔憲法〕を遵守しなければならない」（前文）としているのは、憲法の本質にかかわる重大な問題点といわねばならない。）

日本国憲法の示す規範は、平和主義にしても国民主権主義や基本的人権尊重主義にしても、公権力行使する者に対して主権者国民が発した命令という意味をもつ。為政者が現憲法を軽視、いな敵視し、国民サイドの憲法擁護の運動が憲法を守っているという日本の

構図は、この点からしてかなり異常というほかはない。

憲法教育の二つのあり方

憲法教育・憲法学習は、戦後教育のなかでは主として社会科学教育の一環として行われてきた。憲法教育とは、教育内容として憲法をあつかう教育、いいかえれば憲法価値を教育価値として選択する教育のことである。

日本の憲法教育のよりどころのひとつは、教育基本法前文の「（日本国憲法の）理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」との規定である。この規定は、憲法理念を教育により実現するという趣旨を示しており、ここから、憲法の掲げる平和・民主主義などの諸価値を教育内容とすることは当然のこととされた。

ところで「憲法教育」の観念には、もともと教育を通して国民に憲法価値を注入し、そのことにより既存の憲法秩序（国家体制）を保持しようとする契機が含まれている。古くはフランス革命期に、タレイラン＝ペリゴールが憲法教育の必要性を説いたとき、その目的は「憲法を知り、これを擁護し、完成させる」ことにおかれていた¹⁰⁾。一九七〇年代から八〇年代初頭にかけてイギリスで政治教育（political education）の

あり方が論議されたとき、保守党はこれを明確に「体制維持」のための教育と位置づけた。保守党のある議員は、イギリスのすべての若者が「イギリスの憲法、イギリスの民主主義と議会制度」を認識しなければならぬ、としていた⁴⁹。第一次世界大戦勃発後のアメリカでは、「愛国教育」(patriotic education)の旋風が吹き荒れるなか、学校カリキュラム立法に「合衆国の歴史」とともに「合衆国憲法」が規定された。各州の議会は、教師に「憲法」と「アメリカ史」の試験を課し、かれらに「忠誠宣誓」を求めた⁵⁰。

右のような「憲法教育」のあり方は、教育により現存の憲法秩序を維持・保障するという志向性をもつ。

この種の「憲法教育」を、かりに「上からの憲法教育」と呼んでおこう。ドイツ憲法(ドイツ連邦共和国基本法)の選択した道は、おそらく、この「上からの憲法教育」のいきつく先を示すものといえるだろう。同基本法第五条第三項は「芸術および学問、研究および教授は、自由である。教授の自由は、憲法に対する忠誠を免除しない」と定めるが、これは国民に憲法への忠誠を求め、さらにそれを裁判により担保する(連邦憲法裁判所による忠誠違反審査)ことにより、現存の体制秩序を維持しようとするものである。ここでは、憲法はまさしく国民に向けられた規範となっており、そ

の意味で近代市民憲法の本質に完全に逆行している。こうした事態にみちびく可能性をもつ「上からの憲法教育」は、近代市民憲法のもとでの教育のあり方としては誤りだといえる。

では、近代市民憲法の本質に整合的な「憲法教育」——「下からの憲法教育」——はありうるか。この点について、まず教育・学問には、もともと既存の体制の価値を疑うという意味での体制超越的機能があることを確認する必要がある。すなわち、牧疋名のいうように「文化の伝達だけではなく、新しい文化を創造する主体を形成することが社会における教育の役割にほかならないから、教育は『現在』の体制をこえて生きる主体の形成を任務としている」のである。かかる教育の本質からすれば、「憲法・教育基本法に基づく平和と民主主義の教育も、教条としてではなく、その内容を、人間の全面的発達と歴史の進歩をおしすすめる立場から、不断に充実・更新すべきものとして把握される」⁵¹というべきであろう。フランス革命期の教育思想家コンドルセは、すでにこの理を次のような言葉で語っていた。「教育の目的は、もはや既成の意見を神聖化することではありえず、むしろ反対に、それは既成の意見を、絶えず啓蒙の度を進めていく次々の世代の自由な検証に委ねることにある」⁵²「フランス憲法

も、人権宣言でさえも、……崇拜し、信仰しなければならぬ神からの賜り書として提示されることはない。……諸君が社会に義務として負っていることと諸君が社会に権利として要求しうることを同時に教えてくれる人権宣言も、諸君が生命を賭してまで保持しなければならぬ憲法も、永遠の真理を認識するために諸君が幼年時代に学んだ、自然と理性に規定された単純な原理の発展にすぎない。」

一方、日本における平和・民主主義教育の性格について渡辺洋三は次のように指摘する。「憲法を基準として教育を考えるのは倒錯した考えであり、国民の民主主義的教育要求を基準にして教育を考えるのが本筋である。平和教育、民主教育といわれるものは、憲法や教育基本法にあらうがなからうが、国民にとって必要なものである。現行憲法や教育基本法が、平和や民主主義を法理念としており、それが国民の民主主義的要求の実現にきわめて有利な一つの力として作用しているがゆえに、われわれは、これを支持しているが、このことは、教育の基準を憲法や教育基本法の中に見出すことを少しも意味しないのである。憲法や教育基本法にしたがう教育をするとか、憲法や教育基本法に反する教育はいけなとかいうことは、教育の基準を法に求める、日本に伝統的なあやまれる法治主義

におちいる危険性を含んでいる。ましていわんや、教科書検定の基準として憲法を基準とせよというたぐいの主張は、検定そのものを本来的に認めていない憲法に反する自己矛盾の主張である。」

日本国憲法は、先にみた第九十九条の趣旨からいっても、近代市民憲法の嫡流に位置する憲法である。樋口陽一のいうように、この憲法は「その成立時点がはやく、東西対立がまだ決定的になっていなかったため、古典的近代憲法の原理と両立すべきものとしての、またそのかぎりでの現代的特徴にとどまっている。」のであり、決してドイツ憲法のようないきかたをとるものではない。したがって、日本国憲法のもとの憲法教育は、憲法規範を教条として位置づけ、その価値を「上から」注入するというものではありえない。それは「引き出す」という語義をもつ「教育」(education)ではなく、「教義」(doctrine)を注入する」という意味での「教化」(indoctrination)以外のなものでもない。この憲法のもとのあるべき憲法教育とは、右に各論者が述べていたように、憲法規範そのものを検討の対象とし、その国家基本法としての正当性を検証するというものでなければならぬ。

憲法教育における九条論

「下からの憲法教育」が、憲法の正当性の検証作業であるとすれば、憲法規範を所与の前提とし、その内容を解説することに終始するのは本来のあり方ではない。むしろ、それらの規範が、どのような歴史的状况のなかで憲法に定着し、それが今日いかなる意義をもっているかを考察することに作業の重点がおかれねばならない。本稿のテーマである憲法第九条の問題では、このことがとくに重要である。

その意味で、日本国憲法の制定過程を検討することが憲法教育の重要な部分となってくる。制定過程論は、憲法教育という視点からのみならず、改憲論のひとつの論拠である、いわゆる「押し付け憲法」論——《現憲法は、占領下においてアメリカにより押し付けられたものであり、日本が自主的に制定したものであるから、その正当性はない》という議論——を克服するという、一般的な意味においても重要である。

日本国憲法の制定過程は、概略以下のとおりである。——まず日本政府側で「憲法改正作業」が行われ「松本委員会案」がGHQに提出される。この案は「最も保守的な民間草案よりもさらに劣る」としてつき返され、次の段階ではGHQみずから起草作業を行う。そ

の結果として、いわゆる「マッカーサー草案」（以下「マ草案」と略記）が提示される。日本政府は「国体護持」に固執してこの案に抵抗するが、GHQから「この案を受け入れなければ天皇制の安泰は保証されない」とのおどしを受け、やむなくマ草案を受け入れる。第三段階では、マ草案をもとにして日本政府が「憲法改正草案」を作成、これが総選挙後の新しい議会に提案される。数カ月間の審議と、いくつかの修正の後、一九四六年十一月に新憲法が公布され、翌年五月に施行される。

制定過程を検討することの意義は、まず現行憲法が歴史のダイナミックスのなかで誕生した歴史的文書であり、そこには当時の歴史状況が投影しているという、あたりまえのことを確認することにある。この作業を通して、日本国憲法の掲げた規範が当時の歴史状況のなかで担った意義が検証される。次にこの作業は、同憲法が五十年を経た今日において、いかなる意義をもっているのかを検討することにつながる。いいかえれば、日本国憲法の今日的な正当性を検証する意味をもつ、ということである。

右の観点から、制定過程論において重要と思われるいくつかのポイントをあげると、以下のようなふう。これは、先の「押し付け憲法」論に対する批判のポイ

ントでもある。

①「押し付け」を論ずる場合、だれのだれに対する「押し付け」なのかを明確にする必要がある。制定過程から確認されるのは、当時の日本政府がGHQからマ草案を「押し付け」られたということであり、その原因は政府が旧憲法となら変わらない旧態依然たる憲法案に固執していたからである。むしろ日本国民は、新憲法草案を歓迎していたことが世論調査などから確認されており、国民にとっては「押し付け」とはいえない。

②事実の問題として、日本側はマ草案をそのまま受け入れたのではなく、これを土台としつつも、草案自体は政府において起草した。また、総選挙の後に召集された帝国議会（選挙が行われたということは、この議会が「憲法制定国民議会」としての性格を与えられたことを意味する）では政府案について実質的な審議が行われ、かついくつかの重要な修正（生存権条項の新設、国民主権の明記など）もなされている。これらことは、新憲法に日本側の意思が反映されていることを示す。

③当時、政党や民間の個人・団体がいくつかの憲法草案を発表していた。それらのうち、「憲法研究会」の作成した案をGHQが研究し、その内容を大幅にマ

草案のなかに採り入れているという事実がある。また憲法研究会案自体が、自由民権運動期の憲法思想を受け継いでいる。これらのことは、マ草案のなかにすでに日本の民衆の憲法思想が摂取されていることを示す。

④日本が降伏のときに受諾した「ポツダム宣言」には、実質的に日本の憲法体制の転換を求める条項がある。この宣言の受諾により、日本は平和的・民主的な新憲法を制定するという国際法上の義務を負ったことになる。この国際社会に対する法的な約束を、「押し付け」として排除することはできない。

⑤GHQ（アメリカ）は、マ草案の作成をかなり性急に行った。これは、日本の占領政策についての最高決定機関である極東委員会の開催がせまっていたからであり、アメリカとしては、より徹底した日本の民主化と戦争責任の追及を求める他の連合国の干渉を受ける前に、既成事実として日本の憲法を確定しておきたかったのである。このことは二つの意味をもつ。一つは、アメリカとしても、平和・民主主義・人権の確立を求める戦後の国際世論を無視できず、平和主義的な草案をまとめざるをえなかったということである。このことは、日本が、アメリカの手を介しつつも、当時の平和・民主主義の国際的な思想を、新憲法の制定というかたちで受け入れたことを意味する。その意義は

むしろ積極的に評価しなければならぬ。他方、アメリカが他の連合国を牽制するかたちでマ草案を日本政府につぎつけた背景には、日本をアメリカの世界戦略のなかに組み込むという、アメリカの国益が介在している。そのことは、なによりも「象徴天皇制」というかたちで天皇制を温存したことにあらわれている。日本統治のためには国民を統合することが必須の条件だが、天皇が、侵略戦争の最高責任者であるにもかかわらず、いぜんとして国民を統合するシンボルとしての機能をもっていることにアメリカは着目したのである。

このほかにも制定過程論における考察のポイントがあるが、右にあげた範囲でも、日本国憲法の制定が当時の歴史状況のなかで基本的には正当性をもっていたことが確認される。もっとも、⑤で指摘した「象徴天皇制」の問題については留保が必要である。日本国憲法の冒頭の章にある「天皇条項」は、この憲法の規範構造のなかで最も矛盾に満ちた部分である。憲法が国民主権の原則をとり（前文・第一条、「法の下の平等」を規定する（第十四条）一方で、世襲の天皇制（第二条）をおいたこと、また第一条で「この（天皇の）地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定しながら、天皇の地位について国民の意思を確認する手続を定めていないのは、法的にはまったく説明がつかない。

大日本帝国憲法のもとで天皇の地位にあった昭和天皇裕仁が、そのまま「横すべり」して、まったく原理の異なる日本国憲法のもとでも天皇の座についてたことは、法的にはなく政治的にしか説明できないのである。

憲法教育のなかでの「象徴天皇制」のあつかいには、この問題がひとつのタブーとなっている日本社会の思想状況を別としても、右に述べたような理論的な困難さがある。ただ、この矛盾的な「天皇条項」の存在が、憲法を「教条」として受けとめることの危険性を示していることは確かである。

本節の表題である憲法第九条の問題に考察を移そう。日本国憲法の制定過程のなかで第九条の成立の経緯を検証すること、およびその後の歴史における第九条をめぐる動きを検討することには格別の意義がある。その際、さしあたり次の諸事実をおさえることが大事である。①「戦争放棄」規定のそもそもの発案が日本側からなされたこと。（当時の幣原喜重郎国務大臣がGHQに対して提案した）②第九条の前提となる憲法前文の平和主義の規定に、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」「全世界の国民が、

ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」などの文言があること。
③憲法制定時における日本政府の解釈は、「国家正当防衛権による戦争は正当なりとすることが有害である」(一九四六年六月二十八日、衆議院帝国憲法改正特別委員会における吉田茂内閣総理大臣発言)というものであり、自衛戦争をも含むいっさいの戦争を明確に否定していたこと。④朝鮮戦争が勃発した一九五〇年にはじまる日本の再軍備の過程で、アメリカが憲法第九条の「改正」を示唆していること。その数年後に日本で改憲運動がはじまっていること。(一九五〇年のアメリカ総合戦略委員会報告は「日本側における再軍備のためには、日本の憲法の変更が必要である」と記述。一九八五年のアメリカ上院外交委員会秘密聴聞会において、元アメリカ太平洋海軍司令官が「戦力保持を禁じた日本国憲法の条項(九条)は改正すべきである。もしわれわれが、将来何が起こるかを予見することができたなら、九条を承認することはなかっただろう」と証言。日本の最初の改憲運動は一九五五年の保守合同のときにはじまっている。)

右にあげた諸点について、これらがどのような意味をもつのかを簡単に述べよう。

まず②の点だが、これらの規定は日本国憲法が、戦

争を起こすのは国家(政府)であり、国民はこれに動員されるものだ、という戦争観を前提にしていることを示している。これを、本稿の冒頭に紹介した女子中学生の「戦争責任」発言と引きくらべてみよう。彼女は民衆の戦争責任(加害責任)を問題としていたが、憲法はあくまでも国家責任を基礎にすえ、民衆は国家により加害行為を行うことを強要されるという構図を示している。国家の戦争責任を明確にすることから、その責任を果たす方法としての全面的な戦争放棄という方針がでてくる。そして、国民の「安全と生存」を保持する手段としては、軍隊・武力によるのではなく「諸国民の公正と信義に信頼すること、つまり国際的な民衆レベルの連帯が求められ、さらに「全世界の国民」が「平和的生存権」を有しているからこそ、それぞれの国民が政府による戦争行為を阻止しなければならぬ、という憲法の要請がみちびかれるのである。それが日本国憲法の基本的なスタンスである。(なお「平和的生存権」規定は、日本国憲法の平和主義が世界に開かれた原理であり、けっして「一國平和主義」ではないことを示している。)

次に①および③も、戦争観にかかわるポイントである。戦争についての古典的な見方は、これを「他の手段をもってする政治の継続」ととらえるものである。

なんらかの国家目的が確認され、かつ戦争遂行の手続が合法的であれば、その戦争は「正戦」として正当化された。このような戦争観が転換するのは、一般に第一次世界大戦後のこととされている。一九二八年の「不戦条約」は、「国際紛争解決の為に戦争に訴えること」を否定し、「国家の政策の手段としての戦争を放棄する」ことを約した。ここに、戦争の違法性が国際的に確認され、戦争はなんらかの国家目的を達成するための手段としては正当化されなくなった。この、戦争の「違法性」および「手段性の喪失」の確認は、人類が二度目の世界大戦を経験し、しかも究極兵器である核兵器の出現をみるにいたって、国際社会の法的確信に高められたといつてよい。このことを山内敏弘は次のようにいう。「核戦争時代の到来は、戦争がもはやなんらかの政治目的を達成しうる合理的な手段たりえなくなったことを物語っているといつてよい。ノーマン・カズンズは、現代の戦争は『二重の統身をもった鉄砲に似て、一つは敵に向けられ、他は銃をかまえている当人の頭にびたりと向けられているのである。核戦争（は）集团的自殺の究極の形態である……』と述べている（……）。また、前教皇ヨハネス二十三世は、『原子時代において戦争を正義の道具として用いることができようとは、ほとんど考えられない』と述

べている（……）。ちなみに、現存する核兵器は、すでに全人類を反復三十回以上全滅しうる推定能力を保有しているとさえいわれている（……）。現代の核戦争がこのようなオーバー・キルの危険性を不可避的に随伴するものであるとき、いわゆる『正義の戦争』がどのような形でありうるかは確かに重大な疑問といえよう。文字通り地球が滅びてしまつては正義は実現しようがないからである」¹⁹⁾

第九条の成立の経緯のなかで幣原喜重郎がGHQに戦争放棄を進言し、また初期の政府見解が「自衛権」の名による戦争をも否定していたことは、核戦争時代に入った国際社会の法的確信を、当時の日本政府当局者も先どりしていたものとみることができるとしてなによりも、日本国憲法自体が、自衛戦争をも含むいっさいの戦争を放棄し、戦力の不保持と交戦権の否認を明記したことに、この憲法の先駆性が示されている。

日本国憲法の平和主義は、国連憲章（一九四五年六月二十六日制定）の安全保障の構想よりもすすんでおり（後者では、最終的には「武力による安全保障」を容認している）、かつ同時代の他国の憲法の戦争放棄条項よりも徹底している（旧東西ドイツ、フランス、韓国などの憲法では、侵略戦争・征服戦争のみの放棄を規定している）が、こうした先駆性・徹底性はなに

によってもたらされたのか。ここで、日本国憲法が、広島・長崎の悲劇を経験した後、その被爆国に誕生した憲法であるという歴史的事実が、大きな意味をもっていることに思いをいたすことができるだろう。

最後に④の点について簡単に述べよう。これらの事實は、実は「改憲こそ押し付け」であることを示しており、改憲派はこのことを意図的に無視している。これらにとっては「アキレス腱」だからである。この事情は、裏をかえせば、第九条を中心とする日本国憲法の平和主義原則が、警察予備隊以来の日本の再軍備、日米安保条約のもとの軍拡政策、さらには今日の「国際貢献」を口実にする国際紛争への軍事的コミットメントという動きに対抗する、大きな障害・歯どめとなっていることを示している。そこで、日本国憲法の今日的な存在意識が見いだされるといえよう。

以上のように、憲法を学び、第九条の意義を理解しようとするとき、歴史にたちかえることと、戦争の現実を知る、とりわけ核戦争の実相を知ることの重要性が理解できる。この作業を通して、日本国憲法第九条が今日でも先駆性をもっており、日本国民がこの憲法を「権力拘束規範」として堅持することに正当性があるという確信をもつことができるのである。

(なるしまたかし)新潟大学法学部・憲法学)

(注)

- (1) Talleyrand-Périgord, Rapport et projet de décret sur l'instruction publique, *Archives Parlementaires*, 1^o série, t. XXX, p. 447.
- (2) Roberta S. Sigel & Marilyn Hoskin eds., *Education for Democratic Citizenship. A Challenge for Multi-Ethnic Societies*. Lawrence Erlbaum Associates, Publishers, 1991, p. 40.
- (3) David Tyack, Thomas James & Aeron Benavot, *Law and the Shaping of Public Education*. 1785-1954, The University of Wisconsin Press, 1987, p. 170.
- (4) 牧野忠「基本的人権と日本の教育権」法律時報四二巻一〇号八二頁、傍原原著者。
- (5) M. de Condorcet, Nature et objet de l'instruction publique, A. Condorcet O'Connor et M. F. Arago, *Œuvres de Condorcet*, vol. 7, Libraires Firmin Didot Frères, 1848, p. 203.
- (6) Condorcet, Rapport et projet de décret sur l'instruction publique, *Œuvres*, vol. 7, p. 455.
- (7) 渡辺洋三「教育裁判の歴史的・社会的意義」日本教育法学会年報二「教育権理論の発展」一九七三年、一五八頁。
- (8) 樋口陽一「比較のなかの日本国憲法」岩波書店、一九七九年、二三頁。
- (9) 山内敏弘「平和のうちに生存する権利」奥平康弘・杉原泰雄編『憲法学4 統治機構の基本問題Ⅰ』有斐閣、一九七六年、六頁。